

1 計画の位置づけ

- 予防接種法の規定により市町村事務とされている新型コロナワクチンの特例的な臨時接種について、国の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要項」等に基づき計画を策定し、実施する。

2 接種対象者

(1) 対象者の範囲

- 対象者は、原則、接種日に住民基本台帳に登録されている者
- 入院・入所者、単身赴任者等についても対象者とすることができる。

(2) 接種順位

- 接種順位は、①医療従事者等、②高齢者、③基礎疾患を有する者、④その他とする。

3 接種体制

(1) 接種方式

- 南山城村では、個別接種と集団接種の併用により実施する。

(2) 運営方法

ア 個別接種（医療機関が実施主体となるもの）

- 主として、医療機関の開設日時に実施する。

イ 集団接種（南山城村が実施主体となるもの）

- 笠置町、南山城村及びそれぞれの町村で開業する医療機関が協力し実施する。
- 主として日曜日に開設する。
- 開設時間は1日当たり6時間を基本とする。
- 各会場における従事者は次のとおりとする。

役割	従事者数
運営管理責任者	村職員
接種チーム	医師（医療責任者）、看護師、薬剤師等
事務職	村職員等

4 個別接種の実施

- より多くの方が接種できるよう集団接種では困難な方を個別接種対象者として、医療機関等の協力により可能な限りワクチン接種可能となるよう関係者と調整のうえ体制を構築する。
- 集団接種による集団免疫獲得を優先し、多様な対応を必要とする個別接種については、集団接種終了後となる。（※接種時期は、かなり遅くなる見込み）

5 集団接種会場

- 南山城村文化会館（やまなみホール）
- ▶ 接種日時 5/16（Aグループ）
9:00～12:00まで 13:00～17:00まで
- ▶ 接種後の経過観察

※ 接種会場では、感染対策に係る十分な広さや駐車場を確保するほか、保管ワクチンの安全管理、医師2名及び看護師等接種体制により400人/日以上（予定）接種実施を確保、接種後の経過観察し、救急医療体制の確保を徹底する。

6 ワクチンの管理等

- 保健福祉センターにおいて、ワクチンを適正管理するとともに、集団接種、村内医療機関等個別接種用にワクチンを小分けし、移送する。

7 対象者ごとの接種スケジュール

(1) 医療従事者等

- 3月20日から接種を開始し、5月末までの約10週間での完了を目標に、「相楽医師会・相楽薬剤師会・山城総合医療センター、山城南保健所、木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村」が共同接種会場・相楽会館において接種を行う。
- 概ね 相楽地域における医療従事者等の接種対象者約1200名に対して、接種を実施する。（4/10現在 336名接種）なお基本型医療施設に所属する医療従事者については、自施設において接種を行う。

(2) 高齢者（65歳以上）

- 5月中旬（※）から接種を開始し、7月末までの3か月間での2回接種完了を目標に、公共施設における集団接種を基本に接種を行う。
 - 入院・入所者については当該施設において、在宅療養者については自宅等において実施する。
- ※ 他の対象者については、内容が示され次第追加する。

8 ワクチン接種の予約・受付、相談対応

(1) 予約・受付方法

- 南山城村が、WEB（パソコン等）、電話（コールセンター）にて一括して予約・受付を行う。

(2) 村民相談対応 電話93-1567

- 予約コールセンターを4月12日設置（14日接種券発送）し、集団接種、個別接種の日程や接種時間の予約、予約確認やキャンセル、接種券の再発行などワクチン接種に係る一般的な相談対応を行う。

9 村民に対する情報提供

- 広報紙やホームページに加え、村が開設するワクチン接種予約コールセンターにおいて、接種に係る基本的な相談についても受け付ける。接種券を送付時に先行接種によって集められたワクチン接種に係る副反応の症状やワクチン接種に必要な情報を個別に送付するとともに厚生労働省や関係機関、京都府が開設した京都府新型コロナワクチン相談センター（電話番号：075-414-5490）によりワクチンに対する住民の疑問や不安を解消する広報等を行う。

10 副反応への対応

- 接種後、30分の経過観察時間を設けるほか、帰宅後の体調変化においてもコールセンター等で相談に応じる。また、接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく副反応健康被害救済制度により対応する。

11 集団接種会場への交通手段確保

- 村は、高齢者の交通弱者のために集団接種会場までの送迎用マイクロバス等の確保、「ワクチン接種号」の特別運行による送迎体制により、交通弱者への対応を図る。